

# ケアハウス王喜の郷 重要事項説明書

令和7年4月1日

ケアハウス王喜の郷での居住サービスの提供にあたり、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準にもとづいて説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 緑樹会			
主たる事務所の所在地	山口県下関市王喜本町6-1-12			
法人種別	社会福祉法人			
代表者	理事長 末谷千秋			
連絡先	電話 083-283-2834 FAX 083-283-2060			
Eメールアドレス	<a href="mailto:oukinosato@violet.plala.or.jp">oukinosato@violet.plala.or.jp</a>			
Webページ	<a href="http://www.rvokuiukai.jp">http://www.rvokuiukai.jp</a>			
敷地面積	4,420㎡			
建物	鉄筋コンクリート4階建陸屋根			
	延べ床面積	2948.2㎡	職員数	70名

## 2. 事業の目的と方針

事業の目的	最期までそのひとらしく
運営の方針	入居者が地域の中で自立した生活を送る事ができるように支援します。 家族、地域との連携を大切にします。

## 3. ご利用の事業所で合わせて実施する介護保険事業

事業所の種類	名称	指定年月日	指定番号	利用定員
(介護予防)通所介護事業	王喜の郷 デイサービスセンター	平成9年4月1日	3570100671	30人
(介護予防)訪問介護事業	王喜の郷ホームヘルパー ステーションいるか	平成12年9月1日	3570100903	
認知症対応型 共同生活介護事業	グループホーム 王喜の郷	平成14年4月1日	3570101125	9人
認知症対応型 共同生活介護事業	グループホーム 王喜の郷ライム	令和5年9月1日	3590104232	18人
居宅介護支援事業	王喜の郷居宅介護 支援センター	平成16年4月1日	3570101703	
小規模多機能型 居宅介護事業	王喜の郷ミントの家	平成21年4月1日	3590103069	25人
有料老人ホーム	シニアハウス 王喜の郷	平成22年11月1日		9人
放課後等デイサービス	さくら	平成27年10月1日	3553100250	10人
児童発達支援	さくら	令和3年3月1日	3553100250	

## 4. ご利用住居

名称	ケアハウス王喜の郷		
所在地	山口県下関市王喜本町6-1-12		
施設長	末谷 千秋		
連絡先	電話 083-283-2834 FAX 083-283-2060		
開設年月日	平成9年4月10日		
敷地面積	4,420㎡		
建物	構造	鉄筋コンクリート4階建陸屋根	
	延べ床面積	2948.2㎡	
	居室数	個室 38室 二人部屋6室	
	入居定員	50名	
	面積	個室 22.5㎡および二人部屋33.75㎡	
共用設備	食堂、浴室・脱衣室、洗濯室、廊下、談話室		

## 5. 事業所の職員体制

	常勤		非常勤		常勤換算	保有資格
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長		1			0.5	社会福祉士
生活相談員	1				1	社会福祉士
介護職員	1		2		2以上	
栄養士	1				1	管理栄養士
調理員	2		2		4	調理師
計	5	1			8.5以上	実人員10

## 6. 職員の勤務体制

勤務形態	勤務時間	休憩	実労働時間	1日の勤務人数
早出	7:00～16:00	13:00～14:00	8時間	1
遅出	10:00～19:00	13:00～14:00	8時間	1
日勤1	8:30～17:30	12:00～13:00	8時間	1又は2
宿直	18:00～8:00	仮眠22:00～5:30		1

## 7. 休業日

休業	年中無休
----	------

## 8. 入居に当たっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、職員に来訪をお伝えください。 ご家族が宿泊される場合は職員にお届けください。
外出・外泊	外出・外泊の際は行き先と帰宅時間を届け出てください。 なお帰宅時間が遅れる場合は連絡してください。
利用料	① サービスの提供に要する費用 階層区分により異なる ② 生活費 48,764円 ③ 居住に要する費用 18,000円 ④ 11月～3月 暖房費 2,150円  自室の光熱水費、電話料金は別途必要です。 2人部屋を1人で利用される場合は居住に要する費用は30,000円となっています。

## 9. 協力医療機関

名称	牛尾内科医院	佐藤医院	福田歯科医院	周山医院
所在地	下関市長府亀の甲	下関市小月	下関市長府	下関市王喜
診療科目	内科、外科	内科	歯科	内科
入院設備	あり	なし	なし	なし
救急指定	なし	なし	なし	なし
協力関係	協力契約済み	協力契約済み	協力契約済み	協力契約済み

## 10. 非常災害時の対策

消防計画等	下関市消防本部に届け済み 防火管理者 末谷 千秋
消防訓練等	年2回消防職員により、夜間、昼間を想定し、入居者も参加し訓練をする。
防災設備	緊急システム設置、施設内に消火器設置

## 11. 苦情申立

当事業所相談窓口	苦情解決責任者	施設長 末谷千秋
	苦情受付担当者	生活相談員 ブース千尋
	ご利用時間	毎日いつでも
	ご利用方法	担当者に直接または電話083-283-2834 担当者が不在の場合は介護職員にお申し付けください。
外部相談窓口	第三者委員	松本靖廣 080-8080-0857 行政書士資格があり、行政手続きや人権等の相談業務をされています。

	公的機関	山口県福祉サービス向上委員会 083-924-2837
		山口市大手町9-6 (9:00~17:00 土日、祝日を除く)
		下関市長寿支援課 083-231-1168
		下関市南部町1-1 (9:00~17:00 土日、祝日を除く)

## 12. 秘密保持

契約書に定めるように、従事者は正当な理由のない限り、知りえた利用者及びその家族の秘密を他に漏らしません。また個人情報等を会議等で用いる場合は、あらかじめ文章によりその同意を得ない限り用いることはいたしません。

## 13. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を月1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備しています。
- ③虐待を防止するため、従業者への研修を年2回以上実施します。
- ④適切に実施するための責任者を設置します。

※責任者:施設長 末谷千秋

## 14. 身体拘束について

- 1.利用者本人及び他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアを図り、拘束をしない介護に努めます。
- 2.緊急やむを得ない状況が発生し身体拘束を行う場合は、次の方法により実施します。
  - ①実施にあたっては、関係職員の参加する緊急カンファレンスを開催し、代替策の有無、身体拘束の理由、対応方法の確認、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性及び経過確認の方法について検討します。
  - ②身体拘束の実施期間中は、状況経過記録を作成します。
  - ③身体拘束の必要な状況が解消した場合は、速やかに拘束を解除します。
- 3.やむを得ず身体拘束を行う場合は、家族の同意を得、同意書への署名を得ることとします。
- 4.事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとし、
  - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施します。

## 15. 事故発生時の対応

関係者への連絡	利用者に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
損害賠償の方法	東京海上日動火災保険 超ビジネス保険より補填されます。

## 16. 業務継続計画の策定等

- 1.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし、
- 2.事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとし、
- 3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとし、

令和 年 月 日

説明を受け同意し、交付を受けました。

説明を受けられた方 \_\_\_\_\_ 印

説明し、交付しました。

下関市王喜本町6-1-12 ケアハウス王喜の郷

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印